

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
			<p>今後、委託事業は、必要性の再精査や競争性手続きの導入により、平成 27 年度までに</p> <p>【委託料総額】 562 億円を 3 割削減し 393 億円</p> <p>【競争性のない随意契約】 387 億円を 5 割削減し 193 億円</p> <p>とすることを目標に見直しに取り組む計画を策定。</p>	
II 区政改革				
1 区の自律経営	①区長への権限の移譲（予算・人事）	<p>(1) 予算について区役所の直接要求（政策立案部分）の実施 現在の局所管業務単位に細分化された局を通じた予算配分をやめ、区役所が直接、財政局へ予算要求できるように権限を移譲する。</p> <p>(2) 区長公募制の導入 庁内から区長を通常の異動に合わせた人事異動ではなく、応募制により公募し、適正・意欲（取り組みたい課題）・実績などにより選抜する。</p>	<p>予算規則の一部を改正し、財政局へ直接予算要求を可能にするとともに、区の特性に応じた組織体制に整備することで、地域の実情に応じた事業を実施することができた。</p> <p>（22年度区予算総額 42 億 7,700 万円）</p> <p>また、区長の公募を実施することにより、意欲のある職員を登用することができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区長の庁内公募を実施（18 年 4 月～） 18 年度の公募区長：1 名 19 年度の公募区長：2 名 20 年度の公募区長：1 名 21 年度の公募区長：1 名 ・予算規則の一部を改正（18 年 11 月） ・区政改革基本方針を策定（19 年 3 月） ・地域課題や現場実態に基づく組織体制を整備（19 年 4 月～）
	②政策形成の強化、機能の拡大・充実	<p>(1) 区経営方針の策定 区で実施している業務について現状分析をし、区として取り組むべき検討課題、具体的な対応策などを立案。</p> <p>(2) 経営方針の策定の大前提である、地域の住民ニーズを把握するための機会・場を増やすとともに IT 等を活用 具体的取組 アンケート実施、意見箱・市民の声の活用、幹部職員の説明会・出前講座での意見の活</p>	<p>19 年度から「区取組み方針」を策定するとともに、自己評価を実施し、振り返りをもとに新たな取組につなぐことができた。</p> <p>また、地域に向いて区役所の業務内容などを説明する「出前講座」やインターネット等を活用した区民モニターを全区で実施するなど、市民の意見を聴取する機会が増えた。</p> <p>各区の税務業務を市税事務所に集約化するなど、業務の効率化を図ることが</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「区取組み方針」の策定、中間振り返りの公表及び自己評価を実施（19 年度～） ・出前講座を全区にて実施（20 年度～） ・区民モニターの全区実施（22 年度～） ・各区の税務担当課を市税事務所に集約（19 年 10 月） ・総務事務センターに共通管理業務を集約（20 年 10 月） ・生活環境監視センターを市内 5 ヶ所に開設（20 年 11 月）

課 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
		<p>用、区のホームページを活用した意見の募集。</p> <p>(3) 効率性・住民ニーズなどの観点から、集約化することで効率化が図られる業務については集約化するなど、区で行うべき業務を再設計する</p>	できた。	
2 地域に応じた業務の再構築	① 新たな業務単位の検討	<p>(1) サービス窓口の再配置 各種申請書類の交付などを区役所以外の市の施設、事業所などでも可能なようにする。</p> <p>(2) 賦課徴収体制の複数区単位での集約化 地方分権による税源移譲の動きにあわせ、賦課徴収事務強化のため、賦課徴収体制を集約化する。</p> <p>(3) 政策立案対象となる区域の統合 現在の24区体制では、区域・人口がバラバラで非効率なため、複数の区を統合した新たな政策立案単位と組織を検討する。</p>	<p>サービスカウンターでの住民票の写し等の休日発行や南港ポートタウンサービスコーナーでの戸籍謄本等の即時発行を可能とした。</p> <p>また、インターネットによる申請用紙の配信を行うことにより市民の利便性が向上した。</p> <p>また、24区役所の税務担当課を7箇所の市税事務所に集約することによる事務の効率化で約▲300人の見直しを図るなど、効率的で強力な賦課徴収体制の整備と運営を図ることができた。また、収納率等を改善できた。</p> <p>政策立案対象となる区域の統合の検討については、市立大学と共同で「行政区と区役所のあり方研究会」を設置し、中間的なとりまとめを行い、新たな市政改革で事務事業の効率化について取組むこととした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスカウンターにおける住民票等の証明書の休日発行(18年9月)、戸籍関係の一部の証明書の休日発行(23年3月) ・市税事務所の開設(19年10月) ・「行政区と区役所のあり方研究会」を設置(19年11月) ・複数区連携による事務事業の共同実施にかかる検討について、中間的なとりまとめを行い、公表(21年3月) ・複数区共同による契約事務の試行実施により、メリット・デメリットの検討(21年度～22年度)
	② 地域活動のプラットフォームの形成と活動支援	<p>(1) 「未来わがまち会議」を活用し、区レベルでの地域活動のさまざまな課題についての議論する場(プラットフォーム)を形成</p> <p>(2) 「未来わがまちビジョン」や地域独自計画を市民主体で推進するため、人材面・資金面からの支援</p> <p>(3) 地域の住民ニーズを把握するための機会・場を増やすとともにITなど活用</p>	<p>各区において、地域活動を支援するため支援体制作りを行い、「未来わがまちビジョン」等の取組を通じて、区レベルで地域の様々な課題について議論することができた。</p> <p>地域活動に関するアンケートを実施し実態把握を行った上で、地域活動の支援のための読本を活用した学習会やフォーラムを開催するなど、地域活動への支援を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各区の独自取組として出前講座や地域担当制度を実施 ・まちづくり活動支援制度を創設(18年度～) ・地域活動の実態把握に向けたアンケート及び地域インタビューを実施(19年7月～9月) ・地域活動の人材育成・発掘支援のための読本を作成(20年3月) ・出前講座を全区にて実施(20年度～) ・地域活性化についての学習を希望するグ